

愛媛県教育委員会 3月臨時会会議録

1 開会の日時及び場所

平成18年 3月15日（水）午前10時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 西山修一

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 菅原正夫

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 今井裕一

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午前10時30分開会を宣する。

委員長 議案第3号平成17年度愛媛県教育功績者の報賞について、議案第4号教職員の報賞について、議案第5号平成17年度愛媛県教職員選賞について、議案第6号教育委員会事務局職員の人事について、議案第7号小・中学校長の人事について、議案第8号県立学校長の人事について、及びその他の協議事項の平成18年4月1日付公立小中学校・県立学校教職員人事異動における重点施策については、人事案件であることから、審議等を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開と決定する旨宣する。

(2) 議 事

議案審議

委員長 議案第3号を上程する。

○議案第3号 平成17年度愛媛県教育功績者の報賞について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県の教育功績者に対する報賞取扱内規に基づき、

本県教育の振興発展に功績のあった元市町村教育委員 9 名を報賞する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第 4 号を上程する。

○議案第 4 号 教職員の報賞について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 愛媛県教職員報賞規程第 4 条により、永年勤続し勤務成績良好な教職員 2 名を報賞する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第 5 号を上程する。

○議案第 5 号 平成17年度愛媛県教職員選賞について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県教職員選賞規程に基づき、勤務成績が特に優れた教職員 9 名を選賞する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 事務局職員人事異動関係の審議のため、事務局職員の退席を求める。

教育次長、指導部長、文化スポーツ部長、教育総務課長、生涯学習課長、義務教育課長、高校教育課長、人権教育課長、障害児教育課長、文化振興課長、文化財保護課長及び保健スポーツ課長退席する。

委員長 議案第 6 号を上程する。

○議案第 6 号 教育委員会事務局職員の人事について

委員長 議案説明を求める。

教育長 平成18年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員の課長級以上の人事異動についての原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 次議案審議関係者の着席を求める。

教育次長、指導部長、文化スポーツ部長、義務教育課長着席する。

委員長 議案第 7 号を上程する。

議案第 7 号 小・中学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 平成18年4月1日付け小・中学校長の人事異動について原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 次議案審議関係者以外の退席及び関係者の着席を求める。

義務教育課長退席する。

高校教育課長着席する。

委員長 議案第8号を上程する。

議案第8号 県立学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成18年4月1日付け県立学校長の人事異動について原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 女性校長の登用状況について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 その他の協議事項の関係者の着席を求める。

義務教育課長着席する。

(3) その他

平成18年4月1日付公立小中学校・県立学校教職員人事異動における重点施策

義務教育課長 平成18年4月1日付公立小中学校・県立学校教職員人事異動における重点施策について説明する。

委員長 勤務経験の多様化の効果について質問する。

義務教育課長 小中学校の教諭が盲・聾・養護学校における勤務を経験することにより、小中学校の特殊学級担任者としての資質の向上が図れる等の効果がある旨説明する。

委員長 中1ギャップの原因について質問する。

教育長 中学校から教科担任制となり、小学校から進学した直後の生徒にとって戸惑いがあり、心の不安定の要因になっていると思われるので、非常勤講師を増員して配置し、生徒の変化に対し早めに手を打っていきたい旨説明する。また、校長の教員希望制度については、高校は約70パーセントの、小中は約50パーセントの達成率となる旨、教員の異動エリアは市町内や教育事務所内といった小さい世界での異動でなく、通

勤の便宜も考慮しながら広域の異動を進めたい旨説明する。

委員長 異動圏域を広げることによってプラスの緊張感が生み出され、良い意味での刺激になる旨述べる。

教育長 中核市への人事権の移譲の動きについて、その方向に向かうことになると思うが、人件費の負担はそのまま人事権の移譲のみ行われるようなことになってはと、懸念している旨意見を述べる。

義務教育課長 栄養教諭の配置案について説明する。

教育長 今治養護学校新居浜分校について23名の児童生徒を迎えることとなり、16名の教職員を本日付けで配置した旨、司書教諭の配置拡充及び司書教諭を支援するための非常勤講師の配置について説明する。

委員長 県立高校入試の競争率において松山地域のみ高倍率になっていることについて質問する。

高校教育課長 県下を11区域に分けて定員の決定を行っているが、松山地区のみ1倍を超えていることについて、松山以外の地域においては小規模の学校の分校化を避けるため学級が多くなっているが、松山地域については私学との共存という問題がある旨説明する。

教育長 県立学校再編整備計画検討委員会を立ち上げるが、公立と私学の比率についても現在の実状に適合しているのか検討すべきであると考え旨説明する。

(4) 閉 会

委員長 午前11時55分閉会を宣する。